

津波避難サポートプロジェクト 規約

第1条（名称）

本会は、「津波避難サポートプロジェクト」（以下「つなサップ」という。）と称する。

第2条（目的）

つなサップは、住民参加型の津波防災集会を通じ、津波警報や津波注意報が発せられたときに速やかにかつ安全に避難する住民を一人でも多くし、人的被害を最小にすることを目的として活動する。また、この目的のために効果的な津波防災集会のあり方を探求し、コンテンツを開発する。

第3条（事業）

つなサップは、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- （1）津波防災集会の宣伝、企画、運営
- （2）その他、前項のために必要な事業

第4条（構成）

つなサップは第2条の目的に賛同する個人により構成する。

第5条（役員）

つなサップに次の役員をおく。

- （1）代表 1名
- （2）実行委員 10名以内
- （3）監事 1名
- （4）顧問 若干名

第6条（職務）

代表は、つなサップを代表し、会務を総轄する。

- 2 実行委員は、代表を補佐する。
- 3 監事は、会の事業及び会計を監査する。
- 4 顧問は、つなサップに有益な専門情報などを提供する。

第7条（役員任期）

役員任期は3年とする。役員任期満了による選任は実行委員会にて行う。

第8条（実行委員会）

つなサップの実行委員会は、事業計画の決定、予算及び決算の承認、その他代表が重要と認める事項を審議し決定する。

- 2 つなサップの実行委員会は、実行委員の半数以上の出席が無ければ開催できない。
- 3 議長は、代表があたる。
- 4 議事は、出席実行委員の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は、議長が決するところによ

る。

5 つなサップの実行委員会に出席できない者は、あらかじめ通知された事項について書面または電子メールをもって表決し、または、議決権を代理の者に委任することができる。この場合においては、当該者は出席したものとみなす。

第9条（会計）

津波避難サポートプロジェクトの事業実施に伴う会計処理は、事務局が行うものとし、実施に要する経費は、参加料収入、助成金収入、協賛金、寄付金、売上、その他の収入をもって充てる。

事業の決算は毎事業年度（3月末）が終了後二ヶ月以内に行い、つなサップ実行委員会の承認を得るものとする。

第10条（解散）

つなサップは第2条の目的を達し、実行委員会において事業の決算に関し承認が得られたときに、その議を経て解散するものとする。

第11条（その他）

この規約に定めるもののほか、必要な事項については代表がこれを定める。

附則

この規約は、2012年4月1日から施行する。